

東京都児童福祉審議会 第5回専門部会
(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)

資料集

【目次】

○東京都子供・子育て支援総合計画 中間見直しの概要について ……	1
○区市町村における子供家庭支援センター設置状況 及び子供在宅サービス事業実施状況 ……	2
○平成28年度ショートステイ事業実施状況 ……	3
○区市町村別子育てひろば(地域子育て支援拠点)実施箇所数 ……	4
○平成28年度子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)実施状況 ……	6
○新しい社会的養育ビジョン(抜すい) ……	7

東京都子供・子育て支援総合計画 中間見直しの概要について

東京都子供・子育て支援総合計画(平成27年度～31年度の5か年計画)について、計画の策定当初に掲げた理念の実現、目標の達成に向けた取組をさらに推進していくため、中間年の見直しを行います。

見直しのポイント

- ① 従来の「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」に加え、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画としての位置付けを明確化
- ② 保育サービスの整備目標の更新(平成28年度から4年間で7万人分増 ⇒ 29年度から3年間で6万人分増) ③ 当初計画以降の新規事業の追加

目標別の取組(平成30年度新規・充実)

対象	目標	【関連分野】
妊 娠 期 ～ 5 歳	目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ○ 産婦に対する健康診査を実施する区市町村を支援【新規】 ○ 産後ケア事業を実施する区市町村への支援を拡大【新規】 	妊娠・出産支援、小児・母子医療、子育て家庭支援等 <ul style="list-style-type: none"> ○ ファミリー・サポート・センターの提供会員の質と量を確保する取組「とうきょうチルミル」を開始【新規】
	目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新設の認可保育所の空き定員等を活用し、待機児童の多い1歳児受入れを支援【新規】 ○ 待機児童となった保護者や育休を1年取得した保護者の復職支援のため、ベビーシッターの利用料の一部を助成【新規】 	就学前教育、保育等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可の居宅訪問型保育事業を活用する区市町村を支援【新規】 ○ 認証保育所への支援の充実(技能・経験に着目した加算、老朽化した建物の改修費) ○ 保育人材の確保・定着対策の充実(区市町村の取組支援等)
6 ～ 18 歳	目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学童クラブの利用定員増を図る区市町村への支援を拡大 	教育、放課後の居場所等
共 通	目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供食堂の運営を支援【新規】 	児童相談所、社会的養護、障害児施策等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育家庭への支援体制の強化
	目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て家庭が様々なサービスを受けられる「子育て応援とうきょうパスポート」の普及啓発を実施 	仕事と家庭の両立支援、安心して外出できる環境整備等

区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び子供家庭在宅サービス事業実施状況(平成29年7月1日現在)

◆ 子供家庭支援センター種別

(1) ☆ 先駆型53(23区26市4町) ○ 従来型1(1町) △ 小規模型6(6村) (2) ()内は先駆型で内数

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
千代田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中央区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
港区	☆	○	○	○	○	○		○	○
新宿区	☆	○	○	○	○	○		○	○
文京区	☆	○	○	○	○	○		○	○
台東区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
墨田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
江東区	☆	○	○	○	○	○		○	○
品川区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	☆	○	○	○	○	○		○	○
大田区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
渋谷区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中野区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並区	☆	○	○	○	○	○		○	○
豊島区	☆	○	○	○	○	○		○	○
北区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
板橋区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
足立区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
葛飾区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
江戸川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	23(23)	23	23	23	23	23	11	23	23

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
八王子市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
立川市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
三鷹市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
青梅市	☆	○	○	○	○	○		○	○
府中市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
昭島市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
調布市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
小金井市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小平市	☆	○	○	○	○	○		○	○
日野市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
東村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国分寺市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国立市	☆	○	○	○	○	○		○	○
福生市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狛江市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東大和市	☆	○	○	○	○	○		○	○
清瀬市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東久留米市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
多摩市	☆	○	○	○	○	○		○	○
稲城市	☆	○	○	○	○	○		○	○
羽村市	☆	○	○	○	○	○		○	○
あきる野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
西東京市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	26(26)	26	25	26	26	26	7	26	25

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
瑞穂町	☆	○	○	○	○	○		○	○
日の出町	○	○	○		○	○		○	○
檜原村	△	○							
奥多摩町	☆	○	○	○					○
小計	4(2)	4	3	2	2	2	0	2	3

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
大島町	☆	○	○	○	○			○	
利島村		(虚防ネットワーク有)							
新島村	△	○	○					○	
神津島村	△	○	○		○				
三宅村	△	○	○	○	○			○	
御蔵島村	△	○							
八丈町	☆	○		○	○				
青ヶ島村		(虚防ネットワーク有)							
小笠原村	△	○	○						
小計	7(2)	8	5	3	4	0	0	3	

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
合計	60(53)	60	56	54	55	51	18	54	51

平成28年度ショートステイ事業実施状況

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所		
1	千代田区	1	1				2	129
2	中央区	1	1				2	20
3	港区	1					3	186
4	新宿区	1				1	26	575
5	文京区	1				1	4	335
6	台東区	1				1	5	77
7	墨田区	1	1			1	7	55
8	江東区			1			3	751
9	品川区				1		5	77
10	目黒区		1				5	50
11	大田区			2			7*1	447
12	世田谷区	1	1	2			7+2室	1,024
13	渋谷区	1				1	9	107
14	中野区	1		1			2+3室	578
15	杉並区	1	1				8	886
16	豊島区		1			1	2	32
17	北区		1				5	30
18	荒川区	1		1			3	262
19	板橋区		1			1	7	1,455
20	練馬区	1	1	1			12	923
21	足立区		1			1	18	1,347
22	葛飾区		1				5	255
23	江戸川区			1		1	3	299
特別区計	13	12	9	1	0	9	145+5室	9,900

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所			その他
24	八王子市		1				2	11*2	604
25	立川市		1				3	282	
26	武蔵野市		2				4	87	
27	三鷹市		1				3	107	
28	青梅市	1	1				10*3	432	
29	府中市		1	1		1	12	207	
30	昭島市					1	9	61	
31	調布市		1		1		10	1,780	
32	町田市		1				6	494	
33	小金井市		1				2	75	
34	小平市		1				4*4	166	
35	日野市		1				3	149	
36	東村山市		1				4*4	10	
37	国分寺市		1				4*4	11	
38	国立市		1				2	100	
39	福生市	1	1				10*3	41	
40	狛江市		1				2	55	
41	東大和市					1	3	0	
42	清瀬市		1				2	449	
43	東久留米市		1				2	213	
44	武蔵村山市						-	0	
45	多摩市		1			1	7	61	
46	稲城市		1				1	31	
47	羽村市	1	1				10*3	194	
48	あきる野市	1	1				10*3	135	
49	西東京市		1				2	170	
市計	4	24	1	1	1	5	138	5,914	

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所		
50	瑞穂町	1	1				10*3	279
51	日の出町	1	1				5*3	25
52	檜原村						-	-
53	奥多摩町						-	-
54	大島町						-	-
55	利島村						-	-
56	新島村						-	-
57	神津島村						-	-
58	三宅村						-	-
59	御蔵島村						-	-
60	八丈町						-	-
61	青ヶ島村						-	-
62	小笠原村						-	-
町村計	2	2	0	0	0	0	15	304

都計	施設種別（施設数）						定員*5	年間延べ利用日数
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所		
19	38	10	2	1	14	298+5室	16,118	
合計	84							

※平成28年度東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

※施設種別「その他」：認定こども園、認証保育所、協力家庭、複合福祉施設等

※定員は家庭支援課調査によるもの（平成28年7月1日時点）

※施設数は区市町村が委託契約を結んでいる数であり、施設に重複がある

*1 定員7名のうち3名はトワイライトステイと合わせた定員

*2 定員11名のうち5名はトワイライトステイと合わせた定員

*3 4市2町合わせた定員

*4 3市合わせた定員

*5 各区市町村が委託契約を結んでいる数であり、他区市町村やトワイライトステイの定員数と一部重複している

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別（か所数）			合計
	都単独型	一般型	連携型	
千代田区		6		6
中央区	3	4		7
港区		9	6	15
新宿区	11	10	4	25
文京区		5		5
台東区	6	2		8
墨田区	11	3		14
江東区	21	6		27
品川区	26	3		29
目黒区	16	4		20
大田区	47	4		51
世田谷区	20	22	5	47
渋谷区		15		15
中野区	3	8	14	25
杉並区	9	4		13
豊島区	20	24		44
北区	23	1		24
荒川区	16	8	6	30
板橋区	19	1	7	27
練馬区	18	24		42
足立区	56	12		68
葛飾区	23	10		33
江戸川区		11		11
区部計	348	196	42	586

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別（か所数）			合計
	都単独型	一般型	連携型	
八王子市	7	11	30	48
立川市	1	7	5	13
武蔵野市		6		6
三鷹市	18	7		25
青梅市	14	5		19
府中市	8	3		11
昭島市	21	4		25
調布市	13	2		15
町田市	25	17		42
小金井市		2	2	4
小平市		7		7
日野市	12	7	3	22
東村山市	2	3		5
国分寺市		3		3
国立市	3			3
福生市	2	1	3	6
狛江市			2	2
東大和市	3			3
清瀬市		6		6
東久留米市		2		2
武蔵村山市	1	1		2
多摩市	5	7	2	14
稲城市	7	1		8
羽村市	1	2	3	6
あきる野市	2	2		4
西東京市	11	5		16
瑞穂町	1			1
日の出町	1			1
檜原村				0
奥多摩町				0
大島町	5			5
利島村				0
新島村	1			1
神津島村				0
三宅村	1			1
御蔵島村				0
八丈町				0
青ヶ島村				0
小笠原村				0
市町村部計	165	111	50	326
合計	513	307	92	912

平成28年度子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施状況(実績報告ベース)

	提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業	
1	千代田区	195	721	8	924	○	○	
2	中央区	227	1,883	178	2,288			
3	港区	166	1,301	32	1,499			
4	新宿区	378	3,222	20	3,620	○	○	
5	文京区	289	2,332	17	2,638			
6	台東区	421	2,793	156	3,370			
7	墨田区	116	654	10	780			
8	江東区	645	3,969	146	4,760			
9	品川区	434	4,159	36	4,629		○	
10	目黒区	453	801	17	1,271		○	
11	大田区	641	3,158	66	3,865			
12	世田谷区	699	5,289	62	6,050	○	○	
13	渋谷区	167	1,196	7	1,370			
14	中野区	462	2,595	217	3,274		○	
15	杉並区	345	1,474	4	1,823			
16	豊島区	209	1,693		1,902		○	
17	北区	658	3,549	31	4,238			
18	荒川区	374	2,226	35	2,635			
19	板橋区	219	2,226		2,445	○		
20	練馬区	275	7,290	3	7,568	○		
21	足立区	487	2,282	18	2,787			
22	葛飾区	290	1,492	53	1,835			
23	江戸川区	557	3,307	103	3,967			
区部計		8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2

	提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業	
24	八王子市	639	2,359	84	3,082			
25	立川市	314	1,752	105	2,171			
26	武蔵野市							
27	三鷹市	227	2,414	24	2,665			
28	青梅市	224	615	5	844	○		
29	府中市	413	1,574	94	2,081		○	
30	昭島市	275	344	16	635			
31	調布市	255	1,259	67	1,581			
32	町田市	683	2,447	137	3,267			
33	小金井市	235	1,483	31	1,749			
34	小平市	403	2,866	42	3,311	○		
35	日野市	565	6,306	154	7,025		○	
36	東村山市	150	1,686	16	1,852	○		
37	国分寺市	228	1,086	14	1,328		○	
38	国立市	165	939	19	1,123			
39	福生市	65	151	5	221			
40	狛江市	240	1,089	47	1,376		○	
41	東大和市							
42	清瀬市	205	1,733	58	1,996	○	○	
43	東久留米市	199	564	9	772			
44	武蔵村山市	156	305	22	483			
45	多摩市	233	978	51	1,262			
46	稲城市	48	113	5	166			
47	羽村市	69	180	11	260			
48	あきる野市	193	514	20	727			
49	西東京市	214	2,137	0	2,351			
市部計		6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1

	提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業	
50	瑞穂町	30	207	1	238			
51	日の出町	17	12		29			
52	檜原村							
53	奥多摩町	71	42	26	139			
54	大島町							
55	利島村							
56	新島村							
57	神津島村							
58	三宅村							
59	御蔵島村							
60	八丈町							
61	青ヶ島村							
62	小笠原村							
町村部計		118	261	27	406	0	0	0

	提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業	
区部計		8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2
市部計		6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1
町村部計		118	261	27	406	0	0	0
計		15,223	94,767	2,282	112,272	9	9	3

・東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

1. 家庭（代替養育家庭も含む）で生活している子どもへの支援

1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの在り方

上記のビジョンを実現するためには市区町村の在宅支援を充実強化して、その目的を達することができるようにすることが必要である。その要となる、平成28年改正法で新たに規定された市区町村子ども家庭総合支援拠点が適切に運用されるよう、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」にて検討がなされ、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」が作成され、「市町村子ども家庭支援指針」が大幅に見直された。

しかしながら、どのように進めるべきか悩みを抱えている市区町村が少なくないという声が聞こえている。国及び都道府県においては、子どものニーズに合った支援が行われるよう適切に市区町村を支援するとともに、各市区町村での現状をモニタリングし、その情報を公開するとともに、市区町村間の情報共有を促進するなど、継続して支援を行う必要がある。

また、平成28年母子保健法改正により、第5条第2項において、「当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意する」と規定されており、そのような母子保健システムを構築し、保健師が子ども家庭福祉に十分な役割を果たす必要がある。

加えて、財政基盤が弱い市区町村や人材が不足している市区町村も少なくないことから、国は、市区町村が以下の支援ニーズの各段階での支援が行えるような十分な財政的支援を行う必要がある。

市区町村子ども家庭総合支援拠点におけるソーシャルワークを中心とした支援体制構築にあたっては、市区町村のあらゆる分野の事業や機関など、すべての社会資源を有効活用するため、分野を超えた連携も視野にいれなければならない。

また、現在、国は「まち・ひと・しごと」創生総合戦略や「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現など新たな地域包括ケアシステムの強化のための地方自治体行政の大きな変革を進めており、市区町村の実情に応じて、市区町村子ども家庭総合支援拠点等が中心的役割を担いつつ、子どもへの虐待のみならず他の虐待を含めた包括的支援など、障害者施策、高齢者施策など他の分野とも連携して、家庭全体を対象にした包括的な在宅支援に取り組めるような方向性も求められている。

(1) ニーズのレベル評価

市区町村における具体的な子ども家庭相談は、図 1 のような流れや過程で行う必要がある。図 1 の説明は「市区町村子ども家庭支援指針」に盛り込まれている。これまで、緊急度や危険度のアセスメントは議論がなされてきた。しかし、市区町村での支援に関してはニーズアセスメントが重要になるため、今後はニーズアセスメントの方法とそれを含んだ要支援・要保護の段階（グレード）の決定の考え方の整理を行う必要がある。そして、この考え方を全国の市区町村が共有し、子どもと家庭のニーズをアセスメントする方法を発展させていく必要がある。子どもや家庭のニーズは、地域によっても、また世代によっても異なるものであり、アセスメント方法の改善は継続して行われなければならない。

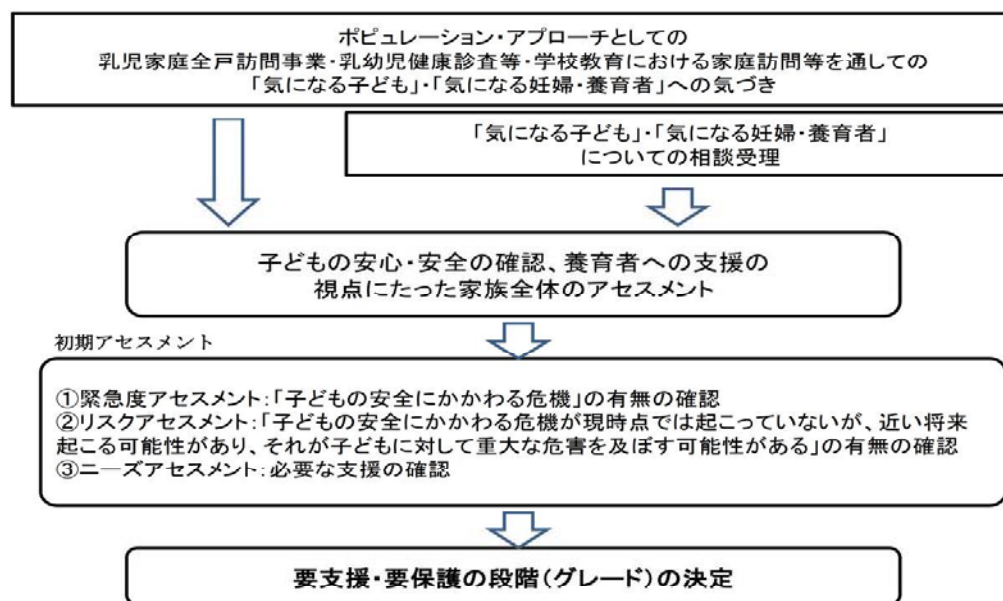


図 1 市区町村における子ども家庭相談の流れ

(2) ニーズに応じた養育支援・子どもへの直接的な支援サービス

市区町村の支援は、常に家庭全体を把握し、家庭の力を引き出すことによる「養育支援」とともに、子どもへの直接支援も重要である。その全体のメニューも充実させる必要がある。そのためには母子保健施策、子ども・子育て支援施策、子どもの貧困防止施策、障害児支援施策、教育委員会関係（学校教育、家庭教育、その他の地域における取組など）及び、親への精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援など、すべての施策を網羅しつつ、上記の支援ニーズの段階に合わせ、すべての発達段階の子どもと家庭の支援ニーズが満たされるようなメニューが構築されていくべきである。その際、妊娠葛藤への対応も重要な一部として全体像が構築されなければならない。また、ショートステイが利用できれば一時保護に至らないケースがあるにもかかわらず、ショートステイ先が不足していたり、年齢によって利用が制限されている実態もある。子どもの人口あたりの必要な定数を確保すべきである。そのためには、乳児院や児童養護施設などの施設にショートステイ定員枠を設置する、もしくは児童家庭支援センターやフォスタリング機関（後述）などが市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整える方策が考えられ、都道府県及び市区町村でその推進を行うべきである。また、その受け皿の一つとして、「ショートステイ里親」類型を新たに設けることが考えられる。更に、子どもを毎週数日間代替養育として預かるといった、現在のショートステイより充実した子育て家庭の養育を補完するような事業の創設も検討されるべきである。なお、それらが在宅措置として行われる場合などでは、公費負担が行われる必要がある。

一方、子どもと家庭に係る全ての担当者（母子保健担当、子ども家庭福祉担当、障害福祉担当、学校教育担当、その他）がその地域におけるサービスの全体像を把握しておく体制を整える必要がある。

(3) 子どもの意見を尊重した支援サービス、当事者同士のエンパワーメントの活用

年齢に応じた形で子どもの意見を支援サービスに反映させるべきである。支援者が直接子どもの意見を聞くことができる技能を身につけなければならない。

また、当事者同士（子ども同士）のエンパワーメントも重要であり、その子の自尊心の尊重を重視した形でエンパワーメントの機会が与えられるよう適切にサポートできる能力も必要である。

さらに、虐待を受けて育ち養育に自信のない親同士などの当事者同士が互いにエンパワーメントする機会を得ることも重要である。できるだけ支援者がその場づくりを行う技術を習得し、自由に発言しつつも互いに傷つけることがないよう配慮しながら支援することが必要である。

2) ライフサイクルを見据えた支援

養育のライフサイクルを見据えた支援体制については、すべての子どもが健やかに生まれ公平なスタートができるよう、妊産婦支援体制の充実強化をはじめ、子どもの各発達段階における要支援段階（グレード）毎の具体的な支援事業を整えて、重層的な養育支援システムの確立を図ることが重要である。

現状では、思春期・青年期、親になる準備期を経て、親としての妊娠出産期まで繋げていく自立支援施策は不十分である。子ども若者支援施策との連携も必要であるが、子どもの時期に福祉の関わりがあった子どもの多くは自立や親になることへの問題を抱えることもあり、その支援は特に充実させなければならない。そのための青少年自立支援センター（仮称）の創設なども検討されるべきである。

3) 保育所等の協働養育についての養育の質の確保

共働き家庭やひとり親家庭が急速に増加し、子どもにとって活動する時間の多くを過ごす保育所は発達を保障する場として重要な位置を占めている。それにも拘わらず、諸外国に比べても対子どもの保育士数が少なく、一人一人の子どものニーズにあった個別の養育を提供できていない状態である。加えて、保育士の業務の過多や収入の低さもあって勤続年数が少ないなど、質の確保を担保することが課題となっている。子どもの発達権保障として保育の質を担保するために、対子どもの保育士数の抜本改善として、段階的に増加させる必要がある。また、保育士の定着や更なる技能の向上のための対策を行う必要がある。また、発達の問題を持った子どもの増加や養育機能の問題に悩む家庭が増加している現在、保育所という日々子どもと親に係わる場における子ども家庭支援を充実させるため、ソーシャルワーカー及び心理士の配置等、保育所等の子ども家庭の支援機能の向上が必要である。

4) 「社会的養護」としての子どもと家庭への在宅支援

児童相談所への虐待相談のうち95%以上が在宅支援となっているが、いわゆる「見守り」という形で、適切な支援が受けられていないケースも多い。市区町村が保護者や子どもへの支援を提案しても、保護者が必要な支援を拒否するなど、子どもの最善の利益を確保できないと市区町村が判断した場合は、平成28年改正法により可能となった児童相談所の指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）委託を活用して、児童相談所の措置の下、市区町村が必要な支援を保護者や子どもに確実にを行うようにする必要がある。

在宅への支援の一つとして、家事援助を含めた訪問型の支援がある。一方、通所で提供される支援としては、一般的なカウンセリングやペアレンティングから高度な技術を必要とする心理治療プログラムや治療的デイケア等が考えられる。また、子どもへの直接的な支援としては、ひとり親対策や子どもの貧困対策にメニューはあるものの、すべての要保護児童・要支援児童が使えるよう施策を整理する必要がある。また、在宅で支援を受けている子どもも里親等で代替養育を受けている子どもも、同一の支援を継続的に利用できる

必要がある。

現在、高度な心理治療プログラムや治療的デイケア等を提供できる財政的裏付けがあるのは児童心理治療施設などに限定されており、今後、保護者や子どもの利便性を考えると、複数のプログラム提供機関が必要となり、そのためには通所先の機関がプログラムを提供できる財政的裏付けが必要となる。措置としての指導で通所する場合の通所にかかる費用については公費負担を導入すべきである。そのうえで、児童心理治療施設における通所措置は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号による入所措置として扱われているが、通所措置の枠組みを拡大することから、他の機関が提供する通所の仕組みも同列に扱うべきである。

なお、代替養育も在宅も含め、社会的養護対象者の保護者の費用負担の在り方について、保護者が支援を受けやすいよう、また保護者と支援者の関係性に配慮も行い、その徴収の在り方も含めて検討する必要がある。

5) 児童家庭支援センターの在り方

平成 28 年改正法の施行により、地域においてすべての子ども家庭を視野にポピュレーションアプローチからハイリスクまでの支援を推進することとなっている。その中で、児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機能、フォスタリング機関事業（後述）の機能や在宅措置や通所措置の機能などリスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフター・ケアなどを担う有力な社会資源になり得る。児童家庭支援センターは第 2 種社会福祉事業であり、一定人口圏に適正配置して活用すべきである。そのためには、これまでのように児童養護施設や乳児院などに付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO 法人などが積極的に設置するような施策を立てるべきである。その一つの方策として、設置に当たっての施設整備費の充実、職員配置数の増加、相談・支援の内容や実績に応じて適切な収入が得られるよう、機能に応じた仕組みを導入すべきである。

6) 特定妊婦のケアの在り方

出生前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、これまでの母子保健を中心にした相談支援体制に加え、

- ① 若年者を含め妊婦さんが利用しやすいよう、SNS などの IT 技術も活用した 24 時間 365 日妊娠葛藤相談事業やアウトリーチ型相談事業など、そのような妊婦を確実に把握するための相談体制、
- ② 経済的に困窮している妊婦への妊娠検査費用負担などの支援体制、
- ③ 妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養護体制（在宅支援、乳児院、サテライト型母子生活支援施設、産前産後母子ホーム、里親、民間養子縁組機関との連携、出産後のケア等）

などの整備が必要である。

特定妊婦のニーズを考えると、特別な事情がない限り、小規模で、妊産婦の生活圏内において設けられる産前産後母子ホーム等の施設を創設すべきである。また、安全な出産、出産後の子どもの成長や発達の保障といった観点から、婦人相談所のみならず児童相談所や市区町村も施設への措置を行う主体として位置付けるべきである。なお、施設への措置期間は原則 6 カ月以内とするのが妥当である。

出産直前直後は保健医療スタッフの関与が望ましく、専門職の配置あるいは保健医療機関との連携が必要である。特に市区町村保健師や地域によっては保健所保健師など、生まれてくる子どもや妊産婦の支援を妊娠期より直接、継続して行うスタッフとの協働は重要である。

また、すべての妊産婦や子どもに安定した妊娠環境や生育環境を保障するために、父親の健康も重要であり、親子（父子を含む）を対象にした保健システム及び福祉システムの在り方について検討されるべきである。

7) 自立支援と 18 歳以降の支援の継続

現代社会における自立的生活の社会的基盤は、①安定的で適切な居住環境、②市民的権利としての社会保障・社会福祉制度への包摂、③生活ニーズを充足できる水準の所得、④就労機会の確保と適切な労働条件、⑤一般的に推奨される諸活動・社会参加の機会、⑥教育機会の確保等である。すべての若者にこうした自立生活の基盤を提供することが原則であり、これらの基盤を整備するための広範な政策的取組や支援制度が必要である。若者期の「自立」は、数年の時間を必要とする一連の過程として把握する必要がある。子ども・若者施策とも連携しつつ、十分な支援を構築することが必要である。特に代替養育を経験した子どもの自立支援については、その子どもが自立生活を開始し、親になる準備期を経て親となって子どもを産み育てるまで、定期的かつ必要に応じて継続的に実施することが求められる。

したがって自立生活の開始段階からの生活環境整備のための費用負担など、個々の子どものニーズに応じた支援的関わりが重要になる。特に「在宅措置」（指導措置委託）等の支援を受けるなど、家族の生活基盤と支援機能が脆弱である場合や、代替養育を受けた子どもの場合には制度的枠組みに基づいた支援がなされる必要があり、18 歳を超えても継続して支援がなされるよう、制度の構築を急ぐ必要がある。

また障害のある若者の場合は、より長期的・継続的な支援が必要となる。代替養育を経験した子どもの中には、何らかの障害のあるものが少なくない。本人の意向を尊重しつつ、障害者施策の積極的活用を図り、継続的に支援を行うことも必要である。

8) 上記を担う職員の質の向上

平成 28 年改正法において要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）調整機関の専門職の配置とその研修が位置付けられ、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキン

グループ」においてその研修の到達目標とカリキュラムが提示され、本年度から都道府県の責任で研修が開始されている。都道府県及び国はその状況をモニタリングし、研修効果を測定し、研修の質を向上させていく必要がある。

また、同到達目標は、要対協調整機関のみならず、全ての子ども家庭支援に係わる市区町村職員や関連の職員に必要なものであり、研修対象を広げる必要がある。特に、市区町村子ども家庭総合支援拠点に携わる人材は全てその到達目標を達成すべく知識や技能を向上させる必要がある。例えば、ポピュレーションアプローチを主として母子保健が担い、ハイリスク家庭支援を主として子ども家庭福祉が担うとしても、双方がその支援全体に関する知識を共有すべきである。

加えて、市区町村の子ども家庭福祉関係者は要対協関連機関・団体を対象とした研修会などを定期的に行い、ケース検討会を通し、それぞれの立場によるケースの捉え方や考え方の違いを認識するとともに、母子保健、障害福祉及び学校教育等の担当主催の研修会にも必要に応じ参加し、相互理解のもと、子ども家庭支援の在り方について行政全体で共通認識を持つことが求められている。

IV. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・本報告書に基づき、各市区町村が都道府県とともに、妊娠期から自立まで、及びポピュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する【都道府県】（平成 31 年度）なお、その構想を策定するにあたって、保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。
- ・市区町村は、上記構想を平成 36 年度までに実現することとし、都道府県はそれをモニタリングし、支援を行う【都道府県】（平成 36 年度まで）
- ・市区町村の財政基盤の強化のための支援を行う【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開を支援するチームの創設【国】（平成 30 年度（5 年程度継続））
- ・市区町村間の情報共有システムのサポート【国】（平成 32 年度）
- ・在宅支援サービス強化の一環として、子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設【国】（平成 31 年度）

- ・ショートステイの利用促進のため、ショートステイ定員枠を子ども人口比で設定【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・自宅からショートステイ先への送迎及び通学送迎加算を設定【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・児童家庭支援センターの経費に関して、現行の事務費及び相談支援件数に応じた補助に支援内容を加味した経費が支払われる仕組みを検討し、児童家庭支援センターを児童福祉施設及び他の法人が設置することを誘導する【国】(平成 30 年度以降)
- ・児童相談所管内に人口規模に応じて 1 か所以上の児童家庭支援センターを設置する計画を策定【都道府県】(平成 30 年度までに計画を策定し、平成 41 年度までに設置)
- ・都道府県が行っている要対協専門職研修の効果をモニタリングして、研修の向上を図る【国】(平成 30 年度より)
- ・研修対象を市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げる【都道府県】(平成 30 年度より)
- ・保育所等における保育の質の向上及び子ども家庭支援機能として、保育士の職員配置の改善を目指すとともに、調査・研究等も行いながら、研修の充実等を通じて保護者支援・子育て支援に対する専門性の向上に取り組む。また、子どもの発達の問題や養育機能の問題に悩む家庭が増加していることから、保護者支援、子育て支援の向上に向けて、保育所等におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等を踏まえ検討する【国】(平成 29 年度以降も継続的に実施)
- ・経済的に困窮している妊婦への妊娠検査にかかる費用などの支援体制【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・24 時間 365 日の妊娠相談【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)